

ホイッスルブローイングの何が問題なのか —哲学的ホイッスルブローイング論の試み

奥田 太郎

雪印乳業の食中毒事件、三菱自動車のリコール隠し、雪印食品の産地偽装事件などは記憶に新しい「組織ぐるみ」の不正の事例だが、これらはすべて「内部告発」によって露見したとされている。また、こうした状況を受けて、近頃、「公益通報者保護制度」や「内部告発保護」などの単語が新聞紙面に頻繁に登場するようになった。そこで喧伝される主張は、おおむね、「これまで密告や裏切りという悪いイメージで捉えられがちだった内部告発をもっと積極的に評価して、勇気ある内部告発者を保護する制度を確立しよう」というものである。法制化の動きとして現在取り組まれているものとしては、「公益通報者保護制度」を消費者保護基本法に盛り込むべく内閣府によって検討が進められている他、野党などからも内部告発者保護の法案が提出されていることなどが挙げられよう。こうした動向そのものはむしろ望ましいものではあるが、しかし、内部告発者保護制度の確立によって告発を推奨することで「組織の透明化」を企り、「組織ぐるみの不正」を封じようとする不正是正指向の論調にひきずられては、問題の核心を見落す結果にもなる。すなわち、組織の不正を予防あるいは是正する方策としての側面にスポットが当てられるあまり、内部告発という現象(あるいは行為)の本質が真剣に論じられないまま毒気の抜かれた問題解決の一方途としてのみ扱われ、その微妙な意味合いが矮小化されてしまう可能性がある。そこで本論では、内部告発という問題の、一般に看過されがちな側面について特に考察する。その上で、現在進行中の保護制度確立の動きについて若干の検討を加えたい。

1. ホイッスルブローイングとは何か—定義をめぐる問題

1-1 「内部告発」と「ホイッスルブローイング」

内部告発について論じる際に必ずやっておかなければならないお約束がある。それは、内部告発に対応する語、whistleblowing について言及しておくことである。この作業が必要なのは、内部告発という語がwhistleblowing に直接対応する訳語ではない上、それぞれがもつ意味が微妙に違っているからである。そこでひとまず、「内部告発」と“whistleblowing”の意味の重なり具合を見ることで、本論において「ホイッスルブローイング」という表記を採用する理由を簡単に示したい。

例えば、近年盛んに刊行されている工学倫理関連の著書では、whistleblowing に対応する訳語として「警笛鳴らし」という語が採用されていることが多い。“whistle”が「笛、警笛」、「blowing」が「吹くこと」であるから、「警笛鳴らし」は単なる逐語訳である。このように「警笛鳴らし」という日本語としてはいささか奇妙な言い回しを採用しているのは、手垢にまみれた感のある「内部告発」という語をあえて避けることによって、whistleblowing という現象を従来の密告や垂れ込みと区別してニュートラルに捉えたいという意図があるからであろう。確かに、「内部告発」という語は密告や垂れ込みとしてカテゴライズされそうな行為に対しても用いられるのが通例である。しかしながら、whistleblowing のもとの形である“blow the whistle”という言い回しの意味は、「警告を発する」「密告する」「告発する」「ばらす」「垂れ込む」「裏切る」「取り締まる」など多様であり、実は日本語の「内部告発」の用法とそれほどの差異はない。それどこ

るか、後に詳しく述べるが、“whistleblowing”や“blow the whistle”という語が、「裏切り」という悪徳行為から「告発」という正義の行為までを指示していることこそが、whistleblowing という現象の根本的品格を端的に示しているのであり、ダーティなイメージの「内部告発」に対するクリーンな whistleblowing という図式は適切ではない。そして、この意味の両極性を表現するには、「警笛鳴らし」という中途半端な訳語では不十分であり、また、「内部告発」と言ってしまうのは「告発」という語句にひきずられがちになるため、やはり十分でない。我々が現在直面している問題は、そうした両極性を有する複雑な事態である。そのことに注意を喚起するためにも、ニュートラルな日本語造語や使い古された日本語語句の使用は控え、得体の知れないカタカナ語句を用いるのがよいと私は考える¹。そこで、本論では、「内部告発」という相をその一面として備えた検討対象を指示するため、便宜上、whistleblowing をそのまま「ホイッスルブローイング」と表記する(それにともない、whistleblower を「ホイッスルブローワー」と表記する)。

1-2 ホイッスルブローイングの定義はなぜ重要か

ホイッスルブローイングとは何か。この問いは、もちろん単に一定した訳語が存在しないという日本に固有の語義上の問題ではなく、ホイッスルブローイングという問題の核心に関わる重要な論点のひとつである。というのも、ホイッスルブローイングをどのように定義するのかに応じて、正当化をめぐる議論や保護の是非に関する議論のあり方が変わってくるはずだからである。つまり、ホイッスルブローイングの定義の問題とは、単なる議論の前置きなどではなく、ホイッスルブローイングという問題をどのように切り取るのか、ホイッスルブローイングの何を問題だと考えるのか、という問題のフレーミングそのものに關っているのである。したがって、ホイッスルブローイングの定義を検討する際には、「なぜホイッスルブローイングというものが問題となっているのか」を常に考慮に入れつつ作業を進めなくてはならない。

以上のことを念頭に置いた上で、ひとまずどのような定義のポイントがありうるのかを列挙してみた後、それらについて検討を加えてゆくことにする。ちなみに、どのような論者であっても認めるはずの定義として、「ホイッスルブローイングとは、組織の不正行為や不法行為を報告または開示することである」というものが考えられる。この最もゆるい定義からスタートし、徐々にその定義を厳しくしてゆくことによってホイッスルブローイングの核心的特徴を明らかにする。

1-3 定義の前提条件

まずは、「ホイッスルブローイングの何が問題となっているのか」を考慮に入れた時に要求される定義の前提条件を示そう。なお、ここからの議論は、P. ジャブによる非常に優れた論考²に依拠しつつ行なう。

ジャブによれば、ホイッスルブローイングには常に役割葛藤を生じさせる倫理的ジレンマが伴われ、この倫理的ジレンマこそが、ホイッスルブローイングを他のものとは峻別される注目すべき現象たらしめているものに他ならない(Jubb, p. 81)。ホイッスルブローイングが単なる異議表明と鋭く区別されるためには、「倫理的ジレンマを伴う」という前提条件が必要である。この倫理的ジレンマとは、個人の価値観と組

¹例えば「プライバシー」や「インフォームドコンセント」など、カタカナ語句のまま用いられる重要語句は数多くあるし、また、カタカナ語句であるがゆえに問題の新しさや重要性をうまくひろいあげている場合も多い。

²ジャブの論文(Jubb, 1999)については、奥田、2000 年を参照されたい。

組織の価値観との衝突、および、組織に対する責務と組織を越えた集団に対する責務との衝突である。現実
に生じているホイッスルブローイングという問題の輪郭を浮き彫りにするための定義には、こうした前提
条件の縛りをかけておくのが有効である。というのも、我々の課題は、実体的に存在するホイッスルブ
ローイングという行為を発見し拾い出してゆくことではなく、どのような行為がホイッスルブローイングと
して問題化されているのかを探り当てることだからである。組織の不正行為を報告する、という行為が切
実な問題として意識されるようになるのは、そこに上記のような倫理的ジレンマが発生するからであり、
その限りにおいてホイッスルブローイングは倫理学の問題対象となりうるのである。

このような前提条件を考慮に入れた場合、ホイッスルブローイングを定義する上で欠かせないきわめて
重要な争点となるポイントがある。それは、(1) 動機を含めるか否か、(2) 情報の開示に権限が与えられて
いる場合を除くか否か、(3) 報告の受け皿を外部に限定するか、内部も含めるか、の 3 点である。ジャブに
よれば、この 3 つのポイントに関して先行研究者たちの定義はしばしば食い違う。こうした見解の不一致
が生じるところにこそ、各論者によるホイッスルブローイングのフレーミングの仕方が如実に現れるので
あり、その中から、ホイッスルブローイングのもつ決定的な問題性をうまく捉えた定義が浮び上ってくる
はずである。以下、それぞれのポイントについて掘り下げて検討する。

1-4 動機

第一の論点は、ホイッスルブローイングの定義の中に動機という項目を入れるべきか否か、である。す
なわち、ある行為がホイッスルブローイングとみなされるか否かは動機の善し悪しによっても決まるのか、
という論点である。もちろん、本当の動機をいかにして知りうるのか、という疑問も生じよう。しかしな
がら、ここでは「本当の動機」を知ることはそれほど重要ではない。重要なのは、それが本物であるか周
囲の勘違いであるかにかかわらず、「よい動機から行為している」ということがホイッスルブローイングと
してその行為を認定する上での必要条件となっているか否か、である。また、「よい動機」とはいかなる動
機か、という疑問も出てきそうであるが、ひとまずここでは、他人を陥れようという動機や競争相手を蹴
落して得をしようという動機、金銭目当てに同僚を売るという動機などを「悪い動機」、公衆への危害を回
避したいという動機や所属する組織の長期的な不利益を回避したいという動機、端的に不正を是正したい
という動機などを「よい動機」と呼んでおけばよからう。

では仮に、よい動機に基づく報告・開示行為のみがホイッスルブローイングと称されるとしよう³。する
と、よい動機に基づいて報告・開示を行なったが組織のイメージダウン以外に何ら公共の利益をもたらす
ことがなかった場合と、悪い動機に基づいて報告・開示を行なったが多くの公衆の安全を守るという多大
な公共の利益をもたらした場合とを比較して、前者のみをホイッスルブローイングと称することになる。
しかし、これは奇妙なことではあるまいか。また、ともに公共の利益をもたらしたにもかかわらず、動機
善し悪しという一点においてのみ異なる 2 つの行為の一方だけをホイッスルブローイングと称するのも、
あまり意味のあることだとは思えない。当人としては気に入らない上司を痛い目に合わせようと言った

³ディマリア、ディジョージ、ボウイ、デュスカたちのように、ホイッスルブローイングに倫理的な動機は必須であると
考える論者は多い。

密告行為が、何千という人命を救うことになった場合に、それが「ホイッスルブローイングではない」などと言う必要がどこにあるのか。もたらされる帰結の大きさ如何では、動機の善し悪しはあまりにも些細な問題でしかなくなってしまう。

おそらく、「報告・開示行為がホイッスルブローイングと称されるにはそれがよい動機に基づいていないなければならない」とは言えず、言えるのはせいぜい「ホイッスルブローイングはたいていよい動機に基づいている」という程度であろう。ホイッスルブローイングが問題視されるのは、ひとつには、それを行なう者が大きなリスクを負うからである。そのような行為を利己的な動機から行なうことは普通はありそうもないし、実際に保護が必要となるようなリスクを負っている告発者に対して動機のみを理由に「お前はホイッスルブローワーではない」などと言うのも奇妙である。

さらに、上述した「倫理的なジレンマを伴う」という定義の前提条件もまた、必ずしも「よい動機」を必要としない。定義の前提条件としては、「倫理的なジレンマが生じて然るべき状況が整ってさえいれば十分であり、行為者が「よい動機」から行為している必要はない。したがって、この前提条件からも、ホイッスルブローイングの定義に際して「動機のよさ」が要求されることはない。

また、動機は多くの場合に混合的かつ多義的であり、事態の進展に応じて変化してゆくものである。例えばウィスは、ホイッスルブローイングが、組織への忠誠ゆえの倫理的根拠に基づく異議申立の側面だけでなく、上司や上層部の自分に対する報復行動に対応した政治的・手段的な側面をももつ、ということをケーススタディに基づいて指摘している(Uys, p. 266)。ウィスの言うホイッスルブローイングの政治的な側面には、報復行動が暗に示す「組織ぐるみの不正」(あるいは「制度の腐敗」)を正そうとする正義感あふれる動機もさることながら、忠誠心ゆえの報告を顧みず報復という形で自分に危害を加えようとする上司や上層部に対する復讐心という利己的な動機も含まれるだろう。このように、利他的な動機と利己的な動機が混在していることは多々あるのだから、動機の善し悪しを確定することも実は困難であり、これを定義に含めるのは実践的にも適当ではない。

以上見たように、動機は、ホイッスルブローイングの定義に際してあまり決定的な役割を果たさない。しかしながら、悪い動機をもって行なわれた報告行為を一刀両断に「それはホイッスルブローイングではない」と言うことはできなくとも、悪い動機で行なったという理由から「そのホイッスルブローイングは正当化できない」と言う余地は残されている。ジャブが適切にも指摘している通り、動機はホイッスルブローイングの正当化に際してより重要な役割を果たす可能性がある⁴。さらに、動機の問題は、匿名の問題とともに、ホイッスルブローワー保護の文脈でも議論されるべき課題である。

1-5 権限

第二の論点は、権限が与えられている報告・開示行為(権限が与えられている人物による報告・開示行為)をホイッスルブローイングと呼ぶべきか否か、である。ホイッスルブローイングの定義の前提条件より、ホイッスルブローイングは倫理的ジレンマを伴うものでなければならない。そして、実際に倫理的ジレ

⁴ホイッスルブローワー自身がなぜホイッスルブローイングの実行に踏み切ったのか、という当事者の行為の理由の問題として、動機はそのよし悪しとは別に考察の対象となりうる。例えば、アルフォードが、ホイッスルブローイング経験者同士の対話を丹念に聴取することによってホイッスルブローイングの倫理を論じている(Alford)。

ンマが存在するためには、報告・開示行為は自発的な選択行為でなければならない。それゆえ、強制や役割上の義務による報告・開示行為はホイッスルブローイングではないことになる。上層部からの強制によって組織の不正を報告したり、スパイとして潜伏した後に不正を開示したりする場合、そうした報告・開示行為をホイッスルブローイングとは呼ばないのである。そうした報告・開示行為では、実行が当然視されている。したがって、ルールから外れるか否か、という葛藤(例えば、報告の強制に逆らってもなお組織の不正を隠蔽したいと思っている場合の葛藤)はありうるとしても、今ここから報告行為のルールを自ら敷くべきか否か、という葛藤はありえない。例えば、組織内部で職業上知りえた情報を外部にもちだしてはならないという守秘義務の規定は、組織の不正を隠蔽すべしという指令を含意しない。それと同時に、組織の不正を報告すべしという義務も明示的には存在しない⁵。それゆえ、報告を行なうか否かは、義務でも強制でもなく自発的な選択の問題として当事者に対してつきつけられる問いなのである。

だとすれば、権限が与えられている報告・開示行為はホイッスルブローイングではない、ということになるのだろうか。チャンバーズやコートマンシュといった論者は、ホイッスルブローイングであるためにはその行為に権限が与えられていない、と考えている。それに対してジャブは、権限を付与された行為は、法や命令によって容認されているものと要求されているものに分けられる、と述べ、権限を付与された行為をすべて排除してしまう議論に異議を唱える。つまり、権限を与えられているからといって必ずしも強制されているわけではない、ということである。ジャブによれば、容認される行為は、選択を含意するがゆえにホイッスルブローイングであり、要求される行為は、ある種の強制や義務を含意するためホイッスルブローイングではない。(Jubb, pp. 89-90)

このように、権限が与えられている報告・開示行為をホイッスルブローイングの定義から排除しないのは、ホイッスルブローイングが常に組織のヒエラルキーの下層に位置する成員によって行なわれるとは限らないからであろう。大企業の取締役の一人であったとしても、倫理的ジレンマを伴うホイッスルブローイングを行なうことは十分にありうる。むしろ、そうしたある程度権限を付与されている者の方が、より効果的なホイッスルブローイングを行ないうるとも言えるであろう⁶。また、倫理的ジレンマという点からすれば、組織内である程度責任ある地位についている者ほど、そういったジレンマに直面しやすいとも言えるのではなかろうか。

また、権限が与えられている報告・開示行為のうち「要求される行為」をホイッスルブローイングの定義から排除していることにも問題を捉える上で大きな意味がある。例えば、組織の不正を組織の内部で対処し是正するために、組織における内部連絡経路の充実という方策がしばしばとられる。この場合、内部連絡経路の充実は、万が一に備えて組織内部での不正に関する報告行為を容認する取り組みなのであって、そのような報告を要求するものではない。内部連絡経路を充実させるという組織構造の問題と、報告を義務づけるという行動規則の問題とは、容認/要求という二分法に基づき、さしあたり分けて論じられるべき

⁵不正の報告を義務づけることは、組織無謬説が暗黙のうちに受け容れられていたために看過され続けてきたのかもしれない。そうした無謬伝説が完全に崩壊した感のある現在、不正報告の義務化の動きが出始めているようだが、それはホイッスルブローイングの問題を直接に解決するものではない。ちなみに、公務員の場合には、刑事訴訟法239条に不正の報告義務に関する規定がある。

⁶例えば、ホイッスルブローイングによって人生を狂わされたスタンリー・アダムズは、スイスの巨大製薬会社ロシュの元経営幹部であった。

ものだということになる。ホイッスルブローイングは監視や義務的な報告と混同されてはならない。それらは、ともに不正の是正という同じ帰結をもたらすにもかかわらず、まったく別の行為なのである。不正の是正という観点に立つならば、組織構造の問題と行動規則の問題はいずれも考慮に入れられるべきものである。しかし、ホイッスルブローイングへの対応という観点に立つならば、組織構造の問題こそが重要なのであって、行動規則の問題はホイッスルブローイングという行為そのものの否定につながるがゆえに、問題の位相を異にする。このことは、次節にて論じられる「内部での報告」と「外部への報告」の問題と合わせて、本論 3 章でホイッスルブローワー保護を論じる際にもう少し展開されるので、ここではひとまず置く。

1-6 受け皿

第三の論点は、ホイッスルブローイングの受け皿を組織の外部に限定するか、それとも内部も含めるか、である。ホイッスルブローイングに関する論文の多くは、「内部での報告」と「外部への報告」を連続的な一連のプロセスとみなして両者をホイッスルブローイングと称している。中にはミセリとニアのように、内部での報告と外部への報告を区別すること自体が無意味である、という強い主張をする論者もいる (Miceli&Near, pp. 25-7)。前節でも述べた通り、確かに不正の是正という実践的な要請からすれば内部での報告も外部への報告もさしあたっては同じレベルで扱われてよい。しかし、単なる報告とは区別されてことさらに論じられるホイッスルブローイングなる行為を倫理学の観点から分析(あるいは定義)する上では、内部での報告と外部への報告の連続性や同質性を手放して是とすることはできない。この論点についてもこれまでと同じくジャブの立論(Jubb, pp. 90-1)を参照しつつ考察する。

当然ながら、内部での報告は、標的となる組織の内部にいる人物に対してなされる。この場合、報告は、所定の手続きに従って指定された上司に対してなされたり、指令系統から外れていて権限はないが力のある同僚などに対してなされたりする。倫理的ジレンマという前提条件からホイッスルブローイングを定義しようとするれば、こうした内部での報告において倫理的ジレンマが発生しているのか否かが重要なポイントとなる。

まず、内部での報告と外部への報告とでは、目標が違っている。外部への報告は、組織を告発することが意図されているのに対して、内部での報告は、むしろ組織を守り、不正をなした人物やそれについて責任ある人物を告発することが意図されている。それに伴い、そこで生じる倫理的ジレンマはまったく性質を異にするであろう。内部での報告は、ホイッスルブローイングの定義について決定的なジレンマを形成しない。なぜなら、たとえ仲間を裏切ることになったとしても、組織を裏切ることにはならないからである。したがって、内部での報告はホイッスルブローイングでない、ということになる。もちろん、各セクト同士が疎遠かつ陰悪な関係にあり、ライバルセクトを陥れるべく相手の不正を上層部に報告する場合、報告者が自分の所属するセクトに強烈な帰属意識を持っているなら、彼にとって上層部は「外部」であるとも言えよう。ただし、この場合、不正に関する報告は、やはり組織内部にとどまり、組織の自浄作用の一環として処理されるであろう。現在問題となっているホイッスルブローイングとは、果たしてこのような報告のことなのだろうか。

通常ホイッスルブローイングが問題にされる時には、組織を越えた集団として「公衆」が強く意識され

ている。より正確に言うなら、「公衆」の利益や安全に関わるからこそホイッスルブローイングは問題になるのである。したがって、組織内部で処理され決して外部に知らされることのない不正の報告は、ホイッスルブローイングという問題の圏外にある。これについては、ジョンソンのアイディアを借りてジャブが支持する「公化条件(going public condition)」が有効な理論装置として使えるだろう。「公化条件」とは、「情報開示は公の場に届かなければならない」というホイッスルブローイングの帰結に関する成功規準である。不正の予防や是正といったホイッスルブローワーの主観的な目的が達成されるかどうかとは別に、受け取られた情報は公の場に出されなければならない。こうした公化の役割をよく果たしうるのは、当該組織外部の第三者(機関)であろう。不正に関する情報を公の場に出すことは組織にとって大打撃となるので、組織内部での報告は組織の外部に出されることはないであろう。このことは、外部への報告というプロセスは、既存の内部経路の延長線上にあるのではなく、まったく質の異なる新しい経路である、ということの意味する。「公衆」というファクターの考慮から「公化条件」をホイッスルブローイングの定義に含めると、ホイッスルブローイングには、内部での報告から外部への報告へという大きな飛躍が不可欠になる。内部での報告が受け入れられなかった場合、懸念表明の選択肢は外部組織を通じて公にすることしか残されていない。しかし、外部への報告を行なえば、組織の大打撃は避けられず、それを行なう前と後とでは事態は劇的に変化する。こうした「回復不可能なステップ」こそがホイッスルブローイング固有の要素であり核心なのである。したがって、このステップを含む外部への報告のみがホイッスルブローイングと呼ばれるにふさわしい、ということになる。

ここまでの論述により、議論されるべきホイッスルブローイングとはどのようなものか、その輪郭が明らかになったはずである。ホイッスルブローイングをこのような形で考えた場合、正当化の議論やホイッスルブローワー保護の問題はどのように扱われうるのだろうか。以下、2 章では正当化について、3 章では保護について論じる。

2. 適切なホイッスルブローイングとは何か—正当化の問題

本論序盤で指摘したように、ホイッスルブローイングがそのままクリーンで望ましい行為であるわけではない。ホイッスルブローイングに踏み切るということは、「回復不可能なステップ」を一步踏み出して、組織に害を与え、自らも報復のリスクを負う、ということである。そのようなハイリスクな行為は、非難を受けやすく、実行に移されないことも多い。そこで、ホイッスルブローイングはどのような条件が整えば正当化されるのか、という問いが出されることとなる。ホイッスルブローイングの正当化条件について基本的な枠組を提示したのは、ディジョージである。ディジョージの正当化条件は、ホイッスルブローイング論においてすでにスタンダードとなっているように思われる。そこで、1 章で論じたホイッスルブローイングの本質的要素が、ディジョージの正当化条件の中にも読みとれることを示し、これらの要素がホイッスルブローイングに不可欠であることの傍証としたい⁷。

ディジョージの正当化条件とは以下の5 つである。

⁷ディジョージの正当化条件に関する検討は、奥田、1998 年において手短に行なわれているので参照していただきたい。

1. **深刻かつ相当な被害の存在**：会社が、その製品や政策を通じて、その製品のユーザーであれ、罪のない第三者であれ、公衆に対して深刻かつ相当な被害を及ぼすと思われる。
2. **直属上司への報告**：従業員が直属の上司に予想される被害を報告し、自己の道徳的懸念を伝える。
3. **組織内で可能な解決方法の模索**：従業員が内部的な手続きや企業内で可能な手段を試み尽くしている。
これらの手段には、通常、経営の上層部や、必要かつ可能な場合には取締役会に報告することも含まれる。
4. **挙証可能性**：自分のその状況に対する認識が正しいものであること、また、その企業の製品あるいは業務が一般大衆やその製品のユーザーに深刻で可能性が高い危険を引き起こすということを、合理的で公平な第三者に確信させるだけの証拠を持っているか、入手できる。
5. **有効性**：従業員が、外部に公表することによって必要な変化がもたらされると信じるに足るだけの十分な理由を持っている。成功をおさめる可能性が、個人が負うリスクとその人にふりかかる危険に見合うものである。

この 5 つの条件が対象とするホイッスルブローイングについて、ディジョージは、(1) 動機を問題にしないことも使えること、(2) 組織の外部への報告⁸に対して適用されること、を限定条件としている。

まず、動機を問題にしないことも使える、という限定について検討する。ディジョージは、動機の判定が困難な場合であってもこの正当化条件はホイッスルブローイングを評価することが可能である、と述べている。ディジョージはおそらく、悪い動機に基づいていてもよい、と考えているのではなく、この正当化条件を満たしていれば動機の善し悪しを確認するまでもない、と考えていたのであろう。ディジョージによれば、正当化条件の最初の 3 つが整えば、そのホイッスルブローイングは道徳的に許される。あとの 2 つを合わせて 5 つすべてが整えば、そのホイッスルブローイングは道徳的に求められる。では例えば、最初の 3 つの条件が満たされいながら悪い動機に基づくような場合が考えられるだろうか。深刻かつ相当な被害が予想される状況で、組織内部で可能な限りの方途を模索している人間が悪い動機に基づいているなどと想像することは、普通に考えれば奇妙なことである。これらの正当化条件を満たしている場合であれば、そのホイッスルブローワーは少なくとも邪悪な動機に基づいているのではない、と一般の人々は考えるであろう。それで十分だ、というのがディジョージのスタンスだと思われる。したがって、明示的ではないにせよ、ディジョージの正当化条件には、「ホイッスルブローイングが正当であるためには、よい動機に基づいて行なわれなければならない」という暗黙の前提があると考えてよい。動機を問題にせず帰結のみを考慮しているのなら、もっと別の形の正当化条件が出されていたはずである。

また、外部への報告に対して適用される、という限定がわざわざ付されていることは、注目に値する。というのも、ディジョージによる問題としてのホイッスルブローイングのフレーミングが、本論のそれと一致しているように思われるからである。ディジョージは、内部での報告と外部への報告との間に存在す

⁸ 正確には、「組織の外部への、個人的でない、民間企業におけるホイッスルブローイング」であるが、本論での議論に関わる部分だけをピックアップした。ディジョージは、日常的な用語法に基づき、ホイッスルブローイングをかなり広い意味で用いているが、彼が正当化の必要を感じているのは組織外部への報告である。したがって、問題としてのホイッスルブローイングに含まれるのはこれだけである、という本論の主張に反するものではない。

る溝をしっかりと理解していた。条件2と条件3は、その顕著な証拠である。さらに、条件4と条件5は、「公化条件」に関する正当化条件になっている。情報を公にするという「回復不可能なステップ」を踏み出すからには、少なくとも「挙証可能性」と「有効性」についてのポジティブな見込みがあって然るべきだ、とディジョージは考えたのであろう。

以上、ディジョージの正当化条件にも本論1章で述べたホイッスルブローイングの本質的要素が反映されていることを簡単に示した。最後に、冒頭でも言及した最近盛んに議論され出したホイッスルブローワーの保護について、厳密に規定されたホイッスルブローイング概念に基づいて若干の考察を加える。

3. なぜホイッスルブローワーは保護されなければならないのか

ホイッスルブローワーの保護には、2つの形がある。ひとつは、「やってしまった者に対する保護」であり、もうひとつは、「やらずにすませるという間接的な保護」である。ホイッスルブローイング論においては、前者の保護については主に法制度に関して議論が重ねられ、後者の保護については組織の構造に関して研究が進められている。本論では、これらの議論には立ち入らず、それぞれの保護がなぜ必要とされるのか、について述べるにとどめたい。

3-1 やってしまった者に対する保護

ホイッスルブローイングが実行された後、ホイッスルブローワーを保護しなければならないのはなぜだろうか。それは、端的に言えば、ホイッスルブローイングが回復不可能なステップを踏んで行なわれるものだからである。回復不可能なものには、組織内での信頼関係の崩壊や組織の損失などが含まれるが、ホイッスルブローワーにとっては、報復行為を招くことが何より切実であろう。ホイッスルブローイングには報復がつきものである。その理由は、他ならぬホイッスルブローイングという語のもつ両義性が雄弁に物語っている。ホイッスルブローイングという語は、「密告」や「裏切り」といったネガティブな意味と「告発」というポジティブな意味をともに有する。これは、ホイッスルブローイングという行為が、ある立場から見れば「密告」や「裏切り」に他ならず、別の立場から見れば「告発」である、という行為の多義性を示している。一義的に「告発」であると断言できるようなホイッスルブローイングなど存在しない。ホイッスルブローイングは、それがホイッスルブローイングである限り、不可避免的にネガティブな意味を帯びてしまうのである。もう少し展開して言えば、ホイッスルブローイングは、それが問題として意味をもつ限り、常に制度から逸脱したものでしかありえない、ということである。我々は、不正の是正のために様々な方途をめぐらせ、安定した効力を求めてそれらを制度化してゆく傾向がある。この傾向にしたがって、組織の不正を外部へ報告する制度が整備されたとすればどうなるだろうか。おそらく、その制度に依拠していれば不正は必ず報告されるという幻想を生む⁹。やがては制度そのものが不正の不在を保証する手形として機能するようになり、その制度の中で新しい不正が生じることになるだろう。ホイッスルブロー

⁹ 食品の産地表示や成分表示といった「制度」がそのまま食品の安全性を保証している、という幻想が幻想として暴き出されたのが、次々と明るみに出される一連の事件の最も大きな意義であろう。こういう不正が起こるからそれを報告する制度をつくりましょう、という短絡な思考に基づく試みが、再び制度万能幻想へと回収されてゆくことは容易に予想される。

イングは、安定し自己完結しがちな制度の腐敗を批判しうる究極的な手段である他はない。ホイッスルブローイングを行なう者の視点は、制度と制度外の境界線上にあらざるをえない。この視点の地位ゆえに、ホイッスルブローイングは倫理的ジレンマを伴うのであり、制度を脅かすものとして報復を受けるのである。ホイッスルブローイングがもつ、こうしたマージナルな性格を理解する上で、マーティンが試みた「非暴力」(Martin)との比較は有望であると思われる¹⁰。

このような境界線上ギリギリの緊張感に満ちた地位をもつからこそ、ホイッスルブローイングは「保護」を必要とする。その「保護」は、救済としての保護であって、それを通じてホイッスルブローイングを奨励するような手段的保護であってはならない。ホイッスルブローワーの保護を論じるのであれば、まずもってホイッスルブローワーが直面する苦境について真摯に理解する努力をすべきである。ホイッスルブローイングの特殊な地位と、ホイッスルブローワーの苦境とに対する確かな理解に基づいた保護方策こそが必要とされている。

3-2 やらずにすませるという間接的な保護

他方、内部経路の充実により、ホイッスルを吹かずにすむようにする、という形での保護がありうる。例えば、キングは、内部連絡経路が円滑に機能するように組織構造を改善すれば、外部への報告に至るまでもなく、内部で不正が是正される、と論じている(King)。また、ホイッスルブローワー保護に関する法によって、ホイッスルブローワー保護の一環として組織内部の連絡経路の充実を義務づけている場合も多い(Lewis, pp. 179-82)。組織内部での報告を活性化させることで、外部への報告すなわちホイッスルブローイングをしなくても済むようにしよう、という路線である。こうした組織構造の改革という路線は、ハイリスクなホイッスルブローイングをせずにすませることで、ホイッスルブローワーを間接的・潜在的に保護していると言えよう。この方向でホイッスルブローイングに対処するには、外部への報告と内部での報告との関係に関する考察が不可欠である。したがって、「組織の自浄作用」といった他人まかせな表現をした上で「それが期待できないのだから内部告発者保護」といったステレオタイプな発想では、いつまでたっても問題の本質を捉えそこなつて根本的な解決をみいだすことはできないであろう。

いずれの保護を論じるにせよ、ホイッスルブローイングの何が問題なのかを理解することが必要である。そのためにはまず、ホイッスルブローワー経験者たちの声を聞かねばならないだろう。内閣府や野党によるホイッスルブローワー保護の議論は、産地偽装事件などとの絡みで行なわれているが、そもそも、ここ最近日本で起こった一連の事件において、保護を必要とするような苦境に立たされたホイッスルブローワーがいるのだろうか。日本において喧伝されつつあるホイッスルブローイングとは、その大半は単なる「垂れ込み」のことなのではないかという疑いを抱かざるをえない。保護が必要だと叫ぶ前に、いったい何を保護しようとしているのか、いかなる行為を保護しようとしているのか、をもう一度考え直す必要がある。

¹⁰ただし、マーティン自身の議論は、実践的な視点からなされたものであり、「非暴力」やホイッスルブローイングが制度に対してもつ地位というレベルには及んでいない。

4. 残された論点

最後に、本論で扱えなかった重要な論点について枚挙しておく。第一に、匿名の問題がある。不正の報告に際する匿名には、(1) 受け皿機関に対して(すでに)匿名である場合(例えば、匿名で重要機密文書のコピーが報道機関に送られてくるなど)、および、(2) 受け皿機関にはニュースソースが誰かは知られているが、受け皿機関がそれを秘匿しておく場合(調査機関が守秘義務に基づいてニュースソースを秘匿するなど)の2つがある。(1)の匿名は、ホイッスルブローイングの定義に関わり、(2)の匿名は、ホイッスルブローワー保護に関わる。

第二に、報告される不正の種類の問題がある。報告される不正は、公衆に対する身体的な危害をもたらすものであったり、不正経理や横領など経済的なものであったり、セクハラやアカハラなどの個人に対する不正行為であったりするが、それらに関する報告をすべてホイッスルブローイングとして扱ってよいのか、という問題である。

第三に、ホイッスルブローイングと報酬つき報告制度とのさらに立ち入った検討が必要である。そうした試みのひとつに、中国の報告制度をホイッスルブローイングという観点から考察したティン・ゴンによる論考がある(Gong)。本論におけるホイッスルブローイング理解では、報告制度とホイッスルブローイングは相容れないものなのだが、果たして本当にそう言えるのかをより詳細に検討しなければならないだろう。同じく、情報公開や守秘義務との関係でも論じられる必要がある。

文献

- ・ 奥田太郎、「内部告発は道徳的に許されるカーディジョージの正当化条件の検討―」、『生命・環境・科学技術倫理研究 III』、千葉大学、1998 年。
- ・ 奥田太郎、「ホイッスルブローイング(内部告発)の定義と要因に関する研究の現状」、『倫理学サーベイ論文集 I』、京都大学文学部倫理学研究室、2000 年。
- ・ Alford, C. Fred, 'Whistleblowers and the Narrative of Ethics', in *Journal of Social Philosophy*, vol. 32, no. 3, 2001.
- ・ De George, Richard T., 'Whistle Blowing', in *Business Ethics—A Philosophical Reader*, ed. by Tomas I. White, New York: Macmillan, 1993.
- ・ Gong, Ting, 'Whistleblowing: What does it mean in China?', in *International journal of public administration*, vol. 23, no. 1, 2000.
- ・ Jubb, Peter B., 'Whistleblowing: A Restrictive Definition and Interpretation', in *Journal of Business Ethics*, vol. 21, no. 1, 1999.
- ・ King, Granville, 'The Implications of an Organization's Structure on Whistleblowing', in *Journal of Business Ethics*, vol. 20, no. 4, 1999.
- ・ Martin, Brian, 'Whistleblowing and Nonviolence', in *Peace and Change*, vol. 24, no. 1, 1999.
- ・ Lewis, David, 'Whistleblowing at Work: On What Principles Should Legislation Be Based?', in *Industrial Law Journal*, vol. 30, no. 2, 2001.
- ・ Miceli, M. P. and J. P. Near, *Blowing the Whistle*, Lexington Books, 1992.

- Uys, Tina, 'The politicisation of whistleblowers: a case study', in *Business Ethics: A European Review*, vol. 9, no. 4, 2000.

(京都大学)